



# 鳥取県公報

平成 19 年 3 月 16 日 (金)  
号外第 24 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (30) (農業大学校) . . . . . 5
	鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部を改正する条例 (31) (林政課) . . . . . 10
	鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (32) (水産課) . . . . . 11
	鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例 (33) (警察本部警務課) . . . . . 13
	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正 する条例 (34) (教育委員会教育総務課) . . . . . 23
	鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例 (35) (病院局総務課) . . . . . 24
	県税事務所設置条例を廃止する条例 (36) (税務課) . . . . . 25
	鳥取県産業技術センター条例を廃止する条例 (37) (産業技術センター) . . . . . 26

## ====公布された条例のあらまし====

## 鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

- (1) 多様な就農形態を可能とする人材を養成するため、鳥取県立農業大学校（以下「大学校」という。）の教育体系を再編成する。
- (2) 受益と負担の公平確保を図るため、研修課程の受講について新たに受講料を徴収するほか、養成課程の授業料を改定する。
- (3) (1)及び(2)のほか、大学校に在学する者等に対する不利益処分に関する規定を整備する。

## 2 条例の概要

- (1) 大学校の課程のうち、研究課程及び専門技術課程を廃止する。
- (2) 養成課程の特定の科目に対する聴講制度を設けることとし、1時限につき125円の聴講料を徴収する。
- (3) 養成課程の授業料の額を年額11万1,600円（現行 10万8,000円）に引き上げる。
- (4) 研修課程を受講する者に対して月額1万円（受講期間が12月の場合は、年額11万1,600円）の受講料を徴収する。
- (5) (4)について、特別の理由があると認めるときは、受講料を減免することができるものとする。
- (6) 次の不利益処分に関する規定を整備する。
  - ア 新たに設けるもの  
聴講の許可の取消し
  - イ 既に鳥取県立農業大学校管理規則に規定されているもの
    - (ア) 学生に対する懲戒
    - (イ) 研修課程の受講の許可の取消し
    - (ウ) 大学校における行為の制限等
    - (エ) 施設等の利用許可を受けた者に対する措置命令等
    - (オ) 施設等の利用許可の取消し
- (7) その他所要の規定の整備を行う。
- (8) 施行期日等
  - ア 施行期日は、公布の日とする。ただし、(1)から(5)までの改正及び(6)のアの改正は、平成20年4月1日から施行する。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

## 鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例（以下「条例」という。）に基づいて行われる間伐材搬出促進事業の継続に伴い、条例の失効期限を延長する等所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 条例の失効期限を平成21年3月31日（現行 平成19年3月31日）まで延長する。
- (2) 間伐材搬出促進事業費補助金の補助金額の上限を条例に明記する。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

## 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

受益と負担の公平確保を図るため、海水供給施設の利用について新たに使用料を徴収するほか、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに使用料を徴収する。

区 分		使 用 料	
		単 位	金 額
海水供給施設	海水を市場内で使用する 場合	給水量1立方メートルにつ き	137円
	海水を市場外に持ち出す 場合	給水量1立方メートルにつ き	75円

(2) 毎月の水産物の取扱状況について、仲卸業者からの報告を廃止する。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

### 鳥取県警察手数料条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

(1) 探偵業の業務の適正化に関する法律が制定され、探偵業を営む者から当該探偵業に係る届出書の提出があったときは、公安委員会はその旨を証する書面の交付を行うこととされたことに伴い、当該書面の交付に関する事務に係る手数料を新たに徴収する。

(2) 道路交通法の一部が改正され、中型自動車免許、中型自動車第二種免許及び中型自動車仮免許(以下「中型免許等」という。)が新設されたことに伴い、当該中型免許等に係る運転免許試験手数料の額を定める等所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 探偵業の業務の適正化に関する法律の制定に伴う改正

次のとおり新たに手数料を徴収する。

区 分	金 額
ア 探偵業に係る届出があったことを証する書面の交付	1件につき3,600円
イ 届出事項の変更に係る届出があったことを証する書面の交付	1件につき1,500円
ウ ア又はイにより交付した書面の再交付	1件につき1,000円

(2) 道路交通法の一部改正に伴う改正

ア 道路交通法に基づいて行う次の事務について、新たに中型免許等に係る手数料を徴収することとし、その額を定めるとともに、大型自動車、特定第一種運転免許及び第二種免許に係る手数料の額を改める。

(ア) 運転免許試験

(イ) 運転技能検査

(ウ) 限定解除審査

(エ) 技能検定員審査

(オ) 教習指導員審査

(カ) 再試験

## (キ) 講習

イ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、(1)は平成19年6月1日、(2)は同月2日とする。

## 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

平成19年度から、児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる教員として新たに栄養教諭の職を設置することに伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 新たに設置される栄養教諭について給与その他の勤務条件の特例を定めた義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の規定を適用する。

(2) この条例は、平成19年4月1日から施行する。

## 鳥取県病院局企業職員定数条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

医師、看護師等の増員等を行い、看護体制及び診療機能の充実強化を図るため、職員の定数を改める。

## 2 条例の概要

(1) 職員の定数を851人(現行 774人)に改める。

(2) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

## 県税事務所設置条例の廃止について

## 1 条例の廃止理由

総合事務所の県税局の機能を見直し、県税の賦課徴収等に関する知事の権限を総合事務所長(現行 県税事務所長)に委任することに伴い、県税事務所を廃止する。

## 2 条例の概要

(1) 県税事務所設置条例は、廃止する。

(2) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

## 鳥取県産業技術センター条例の廃止について

## 1 条例の廃止理由

鳥取県産業技術センターが、地方独立行政法人法に基づき設立される地方独立行政法人鳥取県産業技術センターに移行することに伴い、鳥取県産業技術センター条例を廃止する。

## 2 条例の概要

(1) 鳥取県産業技術センター条例は、廃止する。

(2) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

# 条 例

鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県条例第30号

鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例（昭和59年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前												
<p>（課程及び修業年限）</p> <p>第3条 大学校の課程及び修業年限は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">課 程</th> <th style="width: 80%;">修 業 年 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">研修課程</td> <td>知事（<u>地方自治法第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた前条の規定により設置された大学校の長。以下同じ。</u>）が別に定める期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>（入校の許可）</p> <p>第4条 大学校に入校しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可（<u>養成課程、研究課程及び専門技術課程にあっては入学の許可を、研修課程にあっては受講の許可をいう。</u>）を受けなければならない。</p> <p>（授業料の徴収）</p> <p>第7条 大学校の養成課程等に在籍する者（以下「学</p>	課 程	修 業 年 限	略		研修課程	知事（ <u>地方自治法第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた前条の規定により設置された大学校の長。以下同じ。</u> ）が別に定める期間	<p>（課程及び修業年限）</p> <p>第3条 大学校の課程及び修業年限は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">課 程</th> <th style="width: 80%;">修 業 年 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">研修課程</td> <td>知事が別に定める期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>（入校の許可）</p> <p>第4条 大学校に入校しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>（授業料の徴収）</p> <p>第7条 大学校の養成課程等に在籍する者に対して</p>	課 程	修 業 年 限	略		研修課程	知事が別に定める期間
課 程	修 業 年 限												
略													
研修課程	知事（ <u>地方自治法第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた前条の規定により設置された大学校の長。以下同じ。</u> ）が別に定める期間												
課 程	修 業 年 限												
略													
研修課程	知事が別に定める期間												

<p>生」という。)に対しては、授業料を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>(懲戒)</p> <p>第8条 知事は、教育上必要があると認めるときは、その事情により、学生に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。ただし、退学の処分は、学生が次の各号のいずれかに該当するときに限り、行うことができる。</p> <p>(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。</p> <p>(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められるとき。</p> <p>(3) 正当の理由がなくて出席が常でないとき。</p> <p>(4) 大学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したとき。</p> <p>(5) 正当な理由なく授業料を滞納し、督促を受けても指定された期限までに納付しないとき。</p> <p>(受講の許可の取消し)</p> <p>第9条 知事は、大学校の研修課程の研修を受講する者(以下「研修生」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、受講の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 正当の理由がなくて出席が常でないとき。</p> <p>(2) 大学校の秩序を乱し、その他研修生としての本分に反したとき。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第10条 略</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第11条 前項の許可(以下「利用許可」という。)を受けた者(グラウンド等の利用許可を受けた者を除く。)のうち一般人に対しては、規則で定めるところにより、別表に定める額の使用料を徴収する。</p> <p>(行為の制限等)</p> <p>第12条 大学校においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 大学校の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。</p> <p>(2) 大学校の所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。</p> <p>(3) 大学校の風紀を乱し、若しくは他人に迷惑を</p>	<p>は、授業料を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第8条 略</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第9条 前条の許可を受けた者(グラウンド等の利用許可を受けた者を除く。)のうち一般人に対しては、規則で定めるところにより、別表に定める額の使用料を徴収する。</p>
--	---

<p><u>及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。</u></p> <p><u>(4) その他規則で定める行為</u></p> <p><u>2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、<u>大学校の施設の利用を拒み、又は大学校からの退去を命ずることができる。</u></u></p> <p><u>(措置命令等)</u></p> <p><u>第13条 知事は、<u>大学校の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、<u>利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)</u>に対し、<u>必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。</u></u></u></p> <p><u>(利用許可の取消し)</u></p> <p><u>第14条 知事は、<u>利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>利用許可を取り消すことができる。</u></u></u></p> <p><u>(1) <u>この条例又は規則の規定に違反したとき。</u></u></p> <p><u>(2) <u>前条の命令又は指示に従わないとき。</u></u></p> <p><u>(3) <u>利用許可の条件に違反したとき。</u></u></p> <p><u>(4) <u>詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。</u></u></p> <p><u>(5) <u>その他大学校の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。</u></u></p> <p><u>(授業料等及び使用料の減免)</u></p> <p><u>第15条 略</u></p> <p><u>(規則への委任)</u></p> <p><u>第16条 略</u></p> <p><u>別表(第10条、第11条関係) 略</u></p>	<p><u>(授業料等及び使用料の減免)</u></p> <p><u>第10条 略</u></p> <p><u>(規則への委任)</u></p> <p><u>第11条 略</u></p> <p><u>別表(第8条、第9条関係) 略</u></p>
--	---

第2条 鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下この条において「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																
<p>(課程及び修業年限)</p> <p>第3条 大学の課程及び修業年限は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課 程</th> <th style="text-align: center;">修 業 年 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">養成課程</td> <td style="text-align: center;">2年</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	課 程	修 業 年 限	養成課程	2年	略		<p>(課程及び修業年限)</p> <p>第3条 大学の課程及び修業年限は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課 程</th> <th style="text-align: center;">修 業 年 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">養成課程</td> <td style="text-align: center;">2年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">研究課程</td> <td style="text-align: center;">2年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">専門技術課程</td> <td style="text-align: center;">1年</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	課 程	修 業 年 限	養成課程	2年	研究課程	2年	専門技術課程	1年	略	
課 程	修 業 年 限																
養成課程	2年																
略																	
課 程	修 業 年 限																
養成課程	2年																
研究課程	2年																
専門技術課程	1年																
略																	
<p>(入校の許可)</p> <p>第4条 大学に入校しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可(養成課程にあっては入学の許可を、研修課程にあっては受講の許可を、<u>聴講(養成課程のうち特定の講義のみを受講することをいう。以下同じ。)</u>にあっては聴講の許可をいう。)を受けなければならない。</p>	<p>(入校の許可)</p> <p>第4条 大学に入校しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可(養成課程、<u>研究課程及び専門技術課程</u>にあっては入学の許可を、研修課程にあっては受講の許可をいう。)を受けなければならない。</p>																
<p>(入校選 hands 手数料の徴収)</p> <p>第5条 大学の養成課程に係る入校選 hands 試験を受けようとする者に対しては、入校選 hands 手数料を徴収する。</p> <p>2 略</p>	<p>(入校選 hands 手数料の徴収)</p> <p>第5条 大学の養成課程、<u>研究課程及び専門技術課程</u>(以下「養成課程等」という。)に係る入校選 hands 試験を受けようとする者に対しては、入校選 hands 手数料を徴収する。</p> <p>2 略</p>																
<p>(入校料の徴収)</p> <p>第6条 大学への入校(<u>養成課程</u>に係るものに限る。)を許可された者に対しては、入校料を徴収する。</p> <p>2 略</p>	<p>(入校料の徴収)</p> <p>第6条 大学への入校(<u>養成課程等</u>に係るものに限る。)を許可された者に対しては、入校料を徴収する。</p> <p>2 略</p>																
<p>(授業料、受講料及び聴講料の徴収)</p> <p>第7条 大学の養成課程に在籍する者(以下「学生」という。)に対しては、<u>年額11万1,600円の授業料</u>を徴収する。</p> <p>2 <u>大学の研修課程の研修を受講する者(以下「研修生」という。)</u>に対しては、<u>月額1万円の受講料</u>を徴収する。<u>ただし、受講期間が12月である場合の受講料の額は、年額11万1,600円とする。</u></p> <p>3 <u>聴講をする者(以下「聴講生」という。)</u>に対しては、<u>1時限につき125円の聴講料</u>を徴収する。</p>	<p>(授業料の徴収)</p> <p>第7条 大学の<u>養成課程等</u>に在籍する者(以下「学生」という。)に対しては、<u>授業料</u>を徴収する。</p> <p>2 <u>前項の授業料の額は、年額10万8,000円とする。</u></p>																



<p>(受講の許可の取消し)</p> <p>第9条 知事は、研修生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、受講の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(受講の許可の取消し)</p> <p>第9条 知事は、<u>大学校の研修課程の研修を受講する者(以下「研修生」という。)</u>が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、受講の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>
<p>(聴講の許可の取消し)</p> <p>第10条 知事は、<u>聴講生が大学校の秩序を乱し、その他聴講生としての本分に反したと認めるときは、聴講の許可を取り消すことができる。</u></p>	
<p>(利用の許可)</p> <p>第11条 略</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第10条 略</p>
<p>(使用料の徴収)</p> <p>第12条 略</p>	<p>(使用料の徴収)</p> <p>第11条 略</p>
<p>(行為の制限等)</p> <p>第13条 略</p>	<p>(行為の制限等)</p> <p>第12条 略</p>
<p>(措置命令等)</p> <p>第14条 略</p>	<p>(措置命令等)</p> <p>第13条 略</p>
<p>(利用許可の取消し)</p> <p>第15条 略</p>	<p>(利用許可の取消し)</p> <p>第14条 略</p>
<p>(授業料等及び使用料の減免)</p> <p>第16条 知事は、特別の理由があると認めるときは、<u>規則で定めるところにより、授業料、受講料、入校選抜手数料及び入校料並びに使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p>	<p>(授業料等及び使用料の減免)</p> <p>第15条 知事は、特別の理由があると認めるときは、<u>規則で定めるところにより、授業料、入校選抜手数料及び入校料並びに使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p>
<p>(規則への委任)</p> <p>第17条 略</p>	<p>(規則への委任)</p> <p>第16条 略</p>
<p>別表(第11条、第12条関係) 略</p>	<p>別表(第10条、第11条関係) 略</p>

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

## (経過措置)

2 平成20年4月1日前に鳥取県立農業大学校の養成課程、研究課程又は研修課程に在籍していた者であって同日以後引き続き当該課程に在籍するものに係る養成課程の授業料の額、研究課程の修業年限若しくは授業料の額又は研修課程の受講料の額は、第2条の規定による改正後の鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例第3条及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第31号

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例（平成13年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（補助金の額）</p> <p>第4条 補助金の額は、間伐材搬出促進事業に要する経費の額（<u>間伐材の材積1立方メートルにつき4,000円を限度とする。</u>）以下とする。</p>	<p>（補助金の額）</p> <p>第4条 補助金の額は、間伐材搬出促進事業に要する経費の額（<u>知事が別に定める額を限度とする。</u>）以下とする。</p>
<p>（雑則）</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する農林水産部長）が別に定める。</u></p>	<p>（雑則）</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>知事が別に定める。</u></p>
<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>平成21年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 略</p>	<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>平成19年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 略</p>

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日に交付決定された補助金の額については、改正後の鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第32号**

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
（卸売予定数量等の報告）				（卸売予定数量等の報告）			
第30条 略				第30条 略			
2 略				2 略			
3 卸売業者は、毎月の水産物の取扱状況について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。				3 卸売業者及び仲卸業者は、毎月の水産物の取扱状況について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。			
別表（第36条、第39条関係）				別表（第36条、第39条関係）			
区 分		使 用 料		区 分		使 用 料	
		単 位	金 額			単 位	金 額
略				略			
給水施設		給水量 1 立方メートルにつき	338円	給水施設		給水量 1 立方メートルにつき	338円
海水供給施設	海水を市場内で使用する場合	給水量 1 立方メートルにつき	137円				
	海水を市場外に持ち出す場合	給水量 1 立方メートルにつき	75円				
略				略			
備考				備考			

1 「卸売業務施設」とは、1号上屋から5号上屋まで、7号上屋、活魚上屋及び外港荷揚上屋をいう。

2 略

3 略

4 略

5 略

6 略

7 略

8 略

9 略

10 略

1 略

2 略

3 略

4 略

5 略

6 略

7 略

8 略

9 略

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第33号**

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（68）略</p> <p><u>（69） 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。）第4条第3項の規定に基づく書面の交付 次に掲げる書面の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p><u>ア 探偵業法第4条第1項の規定による届出があったことを証する書面 1件につき3,600円</u></p> <p><u>イ 探偵業法第4条第2項の規定による届出があったことを証する書面 1件につき1,500円</u></p> <p><u>（70） 探偵業法第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付 1件につき1,000円</u></p> <p>2 略</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（68）略</p> <p>2 略</p>

第2条 鳥取県警察手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下この条において「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下この条において「移動後号細目」という。）が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には、当該移動後号細目（以下この条において「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び追加号細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(33) 略

(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 <u>大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験</u>	
(1) <u>道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</u>	1件につき <u>1,850円</u>
(2) <u>道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</u>	1件につき <u>2,000円</u>
(3) <u>道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</u>	
ア <u>道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験(以下「技能試験」という。)を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。</u>	1件につき <u>8,650円</u>
イ <u>ア以外のとき。</u>	1件につき <u>4,950円</u>
2 略	略
3 <u>特定第1種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)</u>	

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(33) 略

(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 <u>特定第1種運転免許(普通自動車免許、小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許以外の第1種運転免許をいう。以下同じ。)</u> 又は第2種運転免許(大型自動車第2種免許及び普通自動車第2種免許を除く。)に係る試験	
(1) <u>道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</u>	1件につき <u>2,050円</u>
(2) <u>道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</u>	
ア <u>道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験(以下「技能試験」という。)を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。</u>	1件につき <u>4,400円</u>
イ <u>ア以外のとき。</u>	1件につき <u>3,300円</u>
2 略	略

<p>又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引第2種免許に係る試験</p>			
<p>(1) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>1件につき2,000円</p>		
<p>(2) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p>			
<p>ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。</p>	<p>1件につき4,600円</p>		
<p>イ ア以外のとき。</p>	<p>1件につき2,950円</p>		
<p>4 略</p>	<p>略</p>	<p>3 略</p>	<p>略</p>
<p>5 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験</p>		<p>4 大型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験</p>	
<p>(1) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>1件につき2,000円</p>	<p>(1) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>1件につき2,100円</p>
<p>(2) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p>		<p>(2) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p>	
<p>ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。</p>	<p>1件につき7,700円</p>	<p>ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。</p>	<p>1件につき6,650円</p>
<p>イ ア以外のとき。</p>	<p>1件につき4,500円</p>	<p>イ ア以外のとき。</p>	<p>1件につき4,450円</p>
<p>6 仮運転免許に係る試験</p>		<p>5 仮運転免許に係る試験</p>	
<p>(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>1件につき2,000円</p>	<p>(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>1件につき2,050円</p>
<p>(2) 道路交通法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>1件につき1,650円</p>	<p>(2) 道路交通法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>1件につき1,700円</p>
<p>(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p>		<p>(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p>	
<p>ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける</p>	<p>1件につき4,750円</p>	<p>ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける</p>	<p>1件につき4,400円</p>

とき。	
イ ア以外のとき。	1件につき <u>3,100円</u>
(34の2) 道路交通法第89条第2項の規定に基づく検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額	
ア 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対するもの	
(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき 1件につき <u>7,650円</u>	
(イ) (ア)以外のとき 1件につき <u>3,950円</u>	
イ 略	
(35) 道路交通法第91条の規定に基づく運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額	
ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 1件につき <u>3,350円</u>	
イ 略	
(36)～(38) 略	
(39) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額	
ア <u>大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの</u> 1件につき <u>24,700円</u> (次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)	
区 分	金 額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	4,150円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	7,050円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	14,950円
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者(6の項に掲げる者を除く。)	2,150円
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除	2,150円

とき。	
イ ア以外のとき。	1件につき <u>3,300円</u>
(34の2) 道路交通法第89条第2項の規定に基づく検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額	
ア 大型自動車仮運転免許を受けている者に対するもの	
(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき 1件につき <u>3,650円</u>	
(イ) (ア)以外のとき 1件につき <u>2,550円</u>	
イ 略	
(35) 道路交通法第91条の規定に基づく運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額	
ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 1件につき <u>2,800円</u>	
イ 略	
(36)～(38) 略	
(39) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額	



される者(6の項に掲げる者を除く。)	
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,600円
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	2,200円
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	2,200円

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき  
14,100円(次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区 分	金 額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	1,350円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	2,250円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,650円
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者(6の項に掲げる者を除く。)	2,150円
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者(6の項に掲げる者を除く。)	2,150円
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,600円
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	2,050円
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	2,000円

ウ 略  
エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免

される者(6の項に掲げる者を除く。)	
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,600円
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	2,200円
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	2,200円

ア 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき  
14,750円(次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区 分	金 額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	1,450円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	2,450円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	5,050円
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者(6の項に掲げる者を除く。)	2,200円
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者(6の項に掲げる者を除く。)	2,200円
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,750円
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	2,100円
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	2,050円

イ 略  
ウ 大型自動車第2種免許又は普通自動車第2種

許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき22,450円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区 分	金 額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	4,600円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	7,950円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	15,800円
4 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	3,200円
5 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者	2,750円

(40) 略

(41) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの 1件につき15,650円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区 分	金 額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	4,450円
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3	1,300円

免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき22,050円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区 分	金 額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	4,750円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	8,250円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	15,150円
4 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	3,300円
5 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者	2,850円

(40) 略

(41) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

の項に掲げる者を除く。)	
3 1の項及び2の項に掲げる 審査細目のいずれをも免除さ れる者	9,200円
4 学科教習に必要な教習の技 能の審査を免除される者	1,250円
5 道路交通法第108条の28第4 項に規定する教則の内容とな っている事項その他自動車の 運転に関する知識の審査を免 除される者(7の項に掲げる 者を除く。)	1,450円
6 自動車教習所に関する法令 についての知識の審査を免除 される者(7の項に掲げる者 を除く。)	1,450円
7 5の項及び6の項に掲げる 審査細目のいずれをも免除さ れる者	3,050円
8 教習指導員として必要な教 育についての知識の審査を免 除される者	1,400円

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき  
9,500円(次の表の左欄に掲げる者である場合  
にあっては、その額から、同表の右欄に定める  
額を減じた額)

区 分	金 額
1 教習指導員として必要な自 動車の運転技能の審査を免除 される者(3の項に掲げる者 を除く。)	1,350円
2 技能教習に必要な教習の技 能の審査を免除される者(3 の項に掲げる者を除く。)	1,300円
3 1の項及び2の項に掲げる 審査細目のいずれをも免除さ れる者	3,750円
4 略	略
5 道路交通法第108条の28第4 項に規定する教則の内容とな っている事項その他自動車の 運転に関する知識の審査を免 除される者(7の項に掲げる 者を除く。)	1,250円
6 自動車教習所に関する法令	1,250円

ア 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき  
9,850円(次の表の左欄に掲げる者である場合  
にあっては、その額から、同表の右欄に定める  
額を減じた額)

区 分	金 額
1 教習指導員として必要な自 動車の運転技能の審査を免除 される者(3の項に掲げる者 を除く。)	1,450円
2 技能教習に必要な教習の技 能の審査を免除される者(3 の項に掲げる者を除く。)	1,350円
3 1の項及び2の項に掲げる 審査細目のいずれをも免除さ れる者	4,000円
4 略	略
5 道路交通法第108条の28第4 項に規定する教則の内容とな っている事項その他自動車の 運転に関する知識の審査を免 除される者(7の項に掲げる 者を除く。)	1,300円
6 自動車教習所に関する法令	1,300円

についての知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	2,550円
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	1,150円

についての知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	2,650円
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	1,200円

ウ 略

イ 略

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき13,300円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

ウ 大型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき12,550円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区 分	金 額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	4,800円
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	2,000円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	9,750円
4 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者	2,750円

区 分	金 額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	4,900円
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	2,050円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	8,950円
4 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者	2,850円

(42) 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施 次の表の左欄に掲げる再試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(42) 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施 次の表の左欄に掲げる再試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 略	略
2 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する	1件につき3,550円

区 分	金 額
1 略	略
2 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する	1件につき3,000円

大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	
(2) 略	略
3 略	略

大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	
(2) 略	略
3 略	略

(43)～(44) 略

(43)～(44) 略

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1～3 略	略
4 道路交通法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	
(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの	1時間につき4,700円
(2) 普通自動車免許に係るもの	1時間につき2,450円
5 道路交通法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	
(1) 大型自動二輪車免許に係るもの	1時間につき4,200円
(2) 普通自動二輪車免許に係るもの	1時間につき4,100円
6 道路交通法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	1時間につき1,350円
7 道路交通法第108条の2第1項第7号に掲げる講習	1時間につき3,150円
8 道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	1時間につき1,200円
9～14 略	略

区 分	金 額
1～3 略	略
4 道路交通法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	1時間につき2,450円
5 道路交通法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	1時間につき4,200円
6 道路交通法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	1時間につき4,100円
7 道路交通法第108条の2第1項第7号に掲げる講習	1時間につき1,200円
8 道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	1時間につき1,350円
8の2 道路交通法第108条の2第1項第8号の2に掲げる講習	1時間につき3,400円
9～14 略	略

(46)～(70) 略 2 略	(46)～(70) 略 2 略
--------------------	--------------------

## 附 則

この条例は、平成19年6月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同月2日から施行する。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県条例第34号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、校長、教頭、教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）<u>、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</u></p>	<p>(定義) 第2条 略</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）<u>、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</u></p>

#### 附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第35号

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>851人</u> とする。 2 略	(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>774人</u> とする。 2 略

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。



県税事務所設置条例を廃止する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第36号**

県税事務所設置条例を廃止する条例

県税事務所設置条例（昭和25年鳥取県条例第26号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

鳥取県産業技術センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第37号**

鳥取県産業技術センター条例を廃止する条例

鳥取県産業技術センター条例（平成11年鳥取県条例第36号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。